

令和7年度第5回子ども・子育て会議 会議録

日時

令和8年3月16日（金）午後2時から午後3時20分まで

場所

流山市中央公民館 3階講義室

出席委員

半田 勝久委員、増田 かおり委員、藤本 喜代美委員、下村 僚祐委員、北野 美紀委員、長谷部 敬子委員、小菅 恒夫委員、若松 文委員、仁科 遥花委員、真木 彩乃委員、藪本 敦弘委員、伊ヶ崎 さおり委員、田中 由実委員、小澤 孝江委員、石田 尚美委員、加藤 美佳里委員

欠席委員

村上 涼委員、澁木 宏紀委員

傍聴者

なし

事務局

富安子ども家庭部長、遠藤子ども家庭部次長兼保育課長、平尾子ども家庭課長、栗原子ども家庭課虐待・DV防止対策室長、鷲尾子ども家庭課子ども政策室長、宮田保育課長補佐、岸川健康増進課長補佐、山崎子ども家庭課主査、賀上子ども家庭課主事、梅田子ども家庭課会計年度任用職員

議題

- (1) 流山市こどもの権利部会の開催について（報告）
- (2) 乳児等通園支援事業所の認可及び確認について
- (3) 流山市若者まちづくりプロジェクトの開催について（報告）
- (4) その他
 - ・令和8年度の子ども・子育て会議のスケジュールについて

配付資料

- 資料 1－1：こどもの権利の視点から行う事業評価について
- 資料 1－2：評価対象事業一覧
- 資料 1－3：事業評価シート案
- 資料 1－4：こども・若者の意見表明・参加に関する手引き
- 資料 1－5：こども・若者の意見表明・参加に関する手引き【概要版】
- 資料 2：乳児等通園支援事業所の認可及び確認について
- 資料 3：流山市若者まちづくりプロジェクトの開催について
- 資料 4：令和 8 年度の子ども・子育て会議のスケジュールについて

議事録《概要》

《田中副会長》

それでは、ただいまから令和 7 年度第 5 回流山市子ども・子育て会議を開会いたします。

はじめに、本日の出席をご報告いたします。

ただ今のところ、出席委員 16 名、欠席委員 2 名であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

本日は、村上会長がお休みなので私が司会をすることになっております。

よろしく願いいたします。

傍聴でいらっしゃる方はおりません。

それでは、議事に入ります。

初めに議題（1）「流山市こどもの権利部会の開催について（報告）」です。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

《事務局》

- 資料 1－1：こどもの権利の視点から行う事業評価について
 - 資料 1－2：評価対象事業一覧
 - 資料 1－3：事業評価シート案
 - 資料 1－4：こども・若者の意見表明・参加に関する手引き
 - 資料 1－5：こども・若者の意見表明・参加に関する手引き【概要版】
- 説明

《田中副会長》

ご説明ありがとうございます。

資料1-1から1-5までご説明をいただきました。

今のご説明に対して、ご意見やご質問のある方は挙手をお願いいたします。

若松委員をお願いします。

《若松委員》

最後の資料1-5：こども・若者の意見表明・参加に関する手引き【概要版】のところで、「市政のあらゆる場面でこどもや若者の意見が聴かれ、反映されることがあたりまえになることを目指し、手引きを作成しました。」と書いてありました。今までは行政で、例えば、パブリックコメントでこどもが意見を書いた場合であるとか、市長への手紙とか、そういったものにこどもが意見を書いたときには、別の位置付けがされているのでしょうか。

《鷲尾室長（事務局）》

具体的な位置付けというのはなく、例えば、先ほどのパブリックコメントや市長への手紙に関しては、大人とこどもという分け方をせず、市民として同じように対応している形になっています。

《若松委員》

例えば、こどもが学校制度や学校区のことや自分に身近な課題で、パブリックコメントに意見を出した場合、こどもの意見表明として位置づけるのか、あくまで一市民の意見として扱うのか現段階では、こどもの意見として別枠を設けてこういうのが出たということを報告するとか、そういう制度は当面はないというふうに理解してよろしいのですか。

《鷲尾室長（事務局）》

基本的には、一市民という形なので、特にこどものというのはなくて、今後、例えば、パブリックコメントでこどもに関するような話があったときに、場合によっては、小学校や中学校でアナウンスがあるかもしれないのですが、制度としては、まだないのが現状です。

《田中副会長》

評価とかは難しいイメージですよね。パブリックコメントをここで言うこ

どもの権利の視点から行う評価には、入ってこない感じかなと思います。貴重なご意見だと思いますので、また、見直しのときたかに議題があればいいのではないかと思います。

はい、小澤委員お願いします。

《小澤委員》

権利部会のお話したのですけれども、その時に参加されていない方もいらっしゃるのと同じ意見で恐縮ですけれども、一目見て資料1-2の「事業番号10：学童クラブ施設整備」だけ事業評価の色がついていません。学童クラブは、こどもがいる場所でこどもにいろいろな意見を聴いたりする自分が生活している場所だから、とても意見が出て来やすい場所だと思うのですけれども、なぜ、ここだけ抜けているのかがとても不思議です。こどもが社会に向けて発信していくのに一番出やすい場所のような気がするのですけれども、その場所が、なぜ評価項目に入っていないのかがとても不思議だったので、その説明をお願いします。

《鷺尾室長（事務局）》

我々も悩んだところになっています。担当の部署ともお話をさせていただきました。「事業番号10：学童クラブ施設整備」に関しては、どうしてもイメージ的には新しく整備していく、学童クラブ施設を作っていくというようなイメージが強いと思うのですけれども、実務では、どちらかという、例えば、カーテンが壊れているとか、壁にひびが入っているとかいうように、いわゆる修繕というような位置付けが非常に多く、なかなかこどもの権利の視点から評価するのは難しいのではないかとのご意見をいただいたところです。

「事業番号10：学童クラブ施設整備」がある他に、「事業番号102：学童クラブ運営」というのがありまして、こちらに関しては、対象にさせていただいているところです。

ただいま小澤委員からお話いただいた内容はもちろん大事なことです。事業番号10に関しても、やってもらえればという部分はありつつ、そこに関しては、今後も評価対象をアップデートしていきながら、流山市にとって最も良い評価方法というふうに考えていきたいと思っております。

今後、実施していく中で、例えば、来年度は、ここを入れてみようとか、そういったところにも今後繋がってくると思います。その中で、また検討さ

せていただければと思います。よろしくお願いいたします。

《田中副会長》

学童のアンケートとかは基本、保護者向けじゃないかと思うのですが、そこに一部、こどもにもはっきりと書いてもらうとか、今回は難しければ、見直しのときにあってもいいのかなと思いました。

ご意見は他にございますか。ないようですので次の議題に進ませていただきます。

次は、議題（２）「乳幼児等通園支援事業所の認可及び確認について」です。なお、審議の対象となる施設の中に「オハナゆめキッズハウス南流山」が含まれていることから、当事者となる藪本委員には一度ご退出いただきます。

では資料２について事務局からご説明をお願いいたします。

《事務局》

資料２：乳児等通園支援事業所の認可及び確認について
説明

《田中副会長》

ご説明ありがとうございます。「乳児等通園支援事業所の認可及び確認について」ご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

一つ、私の方からよろしいでしょうか。

余裕活用型ということで保育園の方は、書いてあるのですが、一時保育をしているところも既にあるかと思えます。一時保育との分け方はどのようにされますか。

《宮田課長補佐（事務局）》

ご質問ありがとうございます。

まず、こども誰でも通園制度につきましては、総合支援システム上で利用者様が予約してくるものですので、そちらで予約をしてきた方につきましては、こども誰でも通園制度をご利用いただくものだと考えております。

一方で、一時預かりにつきましては、各施設によって予約の仕方の違いはあると思うのですが、基本的に電話での予約になりますので、それで一時預かりを使いたいといったご希望がございましたら、一時預かりのご利用に

なるものと考えております。

《田中副会長》

ありがとうございました。

では、利用したい方は、こども誰でも通園制度の方がリーズナブルかなと思うので、そこから入って行って、もし枠が埋まっているのであれば、また電話して聞くこともあり得るのでしょうか。

《宮田課長補佐（事務局）》

一時預かりの場合ですと、専用室で実施している関係上、余裕活用型の方で枠がなかった場合、一時預かりをご案内するといった方法は各施設によってはあると考えております。

《田中副会長》

ありがとうございます。

余裕がない場合は、もう予約ができないというような画面になるのでしょうか。

《宮田課長補佐（事務局）》

予約自体は先着順ですので、各施設の方で、この日のこの時間は予約がいっぱいだからといった形でお断りする流れになります。

《田中副会長》

はい、ありがとうございます。

他にご質問あるようでしたらいかがでしょうか。

石田委員お願いします。

《石田委員》

はい、石田です。よろしく申し上げます。

こども誰でも通園制度は本当にいいシステムなのですが、余裕活用型だと、流山市の余裕がどの程度あるのかがわからないのですが、多分、空いている保育園がなければ、これは使えないということなのかなと思います。

どこでもそれを言われてはいるのですが、多分、手挙げ式なので、保育園がこれだけ手を挙げてきたということで、なるべく余裕があればやり

ますということだと思えるのですが、一方で、それ以外で余裕活用型ではない、一般型で、例えば、できれば専用室の独立したものを市で何か考えるとか、今後を考えていらっしゃるかどうか教えていただければと思います。

《宮田課長補佐（事務局）》

ご質問ありがとうございます。

おっしゃる通りです。余裕活用型というものですと、やはり流山市の場合は保育施設の入所率が高いものですので、年度の後半に向けて、お子様が入所してくると、余裕活用型の枠が埋まってしまう懸念は当然ございます。市としましては、こども誰でも通園制度のための新規の施設整備というものはあまり考えておりません。既存の幼稚園等にお声をかけさせていただいて、この制度を拡充して参りたいと考えております。

《田中副会長》

ありがとうございます。

他にご質問のある方いらっしゃいますか。はい、お願いします。

《仁科委員》

前回、こども誰でも通園制度の話をするときに、要配慮児の受け入れ体制について、どうかというのがあったと思います。具体的に11施設が手を挙げてやるとなったのですけれど、要配慮児や障害児の受け入れ体制について、教えてください。

《宮田課長補佐（事務局）》

ご質問にお答えさせていただきます。

障害児や医療的ケア児の受け入れ体制ですけれども、各施設に直接聞き取りを行っていないものですので、明確にここが受け入れられるということはお答えできかねるところでございます。各施設でも人員配置や設備等によって、また、障害とか医療的ケアの種類や程度によって、受け入れが難しいというものもあるかと考えております。

市としましては、障害や医療的ケアにかかわらず、こどもたちが安全な環境下で安心して保育を受けられることが何より重要と考えておりますので、今後、こども誰でも通園制度で要配慮児や障害児をどのような形で受け入れられるよう実施していくかは、近隣市の受け入れ施設なども見ながら調査研

究して参りたいと考えております。

《仁科委員》

こども誰でも通園制度は、いつからスタートするのですか。

《宮田課長補佐（事務局）》

施設によって違うのですが、事業所によっては4月1日から開始すると申し出ているところもございまして、遅くとも5月1日から開始すると手を挙げていただいている事業所もございます。

《仁科委員》

4月とか5月とかのスタート時点では、後回しという言い方は語弊があると思うのですが、そういった子の受け入れというのは、市としては、そういう感じになってしまうのかなという印象があります。

《宮田課長補佐（事務局）》

保育所では、4月が新しいお子様たちを迎え、年間を通して一番大変な時期と伺っておりますので、各施設は、新しいこどもたちを迎えて、新しい生活に慣れたところで、こども誰でも通園制度のお子様たちを迎え入れていく施設もあるかなと考えているところでございます。

《田中副会長》

障害といってもいろいろありますので、その園が受け入れてくださるかどうかというのは、近くのところから確認して、電話して確認みたいな感じですかね。

《宮田課長補佐（事務局）》

事前面談を行いますので、そこで実際に保護者様とお子様を見ながら、各施設の方が受け入れられるかといったものを判断していくかと思えます。そこで当然、受け入れられるようでしたらこども誰でも通園制度をご利用いただき、どうしても設備や人員配置等により受け入れが難しいこともあるかとは思いますので、まず、その辺りを市として受け入れられるような体制を、施設にお声掛けして、整備をしていけたらと考えているところでございます。

《田中副会長》

各保育園に対して、そういった要望があるのでお声がけはしていただきたいと思います。よろしくお願いします。仁科さん、よろしいですか。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

《伊ヶ崎委員》

今回このエリアを見ると北部が1か所となっています。流山市のこどもがどの程度いて、どれぐらいニーズがあるにもかかわらず、北部1か所になってしまったというのが、北部エリアに住んでいらっしゃる方にとっては、気になるかなという気持ちがあります。この人数から考えて妥当なエリア配置なのか。北部が足りないと言ったら、そのあたりをお声掛けされるのかどうかお伺いできればと思います。

《宮田課長補佐（事務局）》

ご質問ありがとうございます。

流山市の保育所の配置的に北部はそもそも数が少なくその中で実施するという施設があまりない現状でございます。今後、実際に皆様から予約が入ってくるとお思いますので、そういった利用者ニーズも加味しながら、北部方面が多いようでしたら、北部方面の幼稚園や保育所にお声かけさせていただきまして、実施できないか検討させていただきたいと考えております。

《伊ヶ崎委員》

ありがとうございます。

《田中副会長》

ありがとうございます。

定員に関しては、黒川幼稚園は8人と書いてあるのですけれど、他は、大体何人ぐらいとかわかりますでしょうか。

《宮田課長補佐（事務局）》

余裕活用型につきましては、保育施設の定員の余裕部分で実施するため、4月入所の人数がまだ、最終的な確定をしていないものですので、何人使えるかと明確にはお答えできないのですけれども、あくまで、保育所本体の定

員の差分を受け入れるものになっております。

《田中副会長》

石田委員お願いします。

《石田委員》

市民向けにはどんな形で広報されるのですか。例えば、定員数とか、そういうあたりのところは、要は、誰でもというくらいなので、誰でも使えるというのが一番のところであるのですけれども、多分、今はまだやってくれる保育所が少ないということで、しょうがないところはあるのですけれども、流山市として、今後これをどんな形でやるかというところに、誰でも利用できないと難しいのかなというふうに思ったところ、広報的なところは、どんな形で考えていらっしゃるかを教えてください。

《宮田課長補佐（事務局）》

現在、市のホームページには、こども誰でも通園制度のページを作成させていただきまして、利用者様に対しましては、まず、利用にあたって認定を受ける必要がございますので、そのご案内をさせていただいているところがございます。本日、この子ども・子育て会議でご意見をいただきまして、この後に、ホームページに認可確認の施設を掲載させていただきまして、この施設が使えますといった形の周知を図って参りたいと思っております。

《田中副会長》

ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。ではよろしいですか。

質問ご意見ありがとうございます。では、議題（２）については以上とします。審議が終わりましたので、藪本委員に入室していただきます。

それでは、議題（３）「流山市若者まちづくりプロジェクトの開催について（報告）」です。事務局からご説明をお願いします。

《事務局》

資料３：流山市若者まちづくりプロジェクトの開催について
説明

《田中副会長》

ありがとうございました。プロジェクト開催についてご意見やご質問のある方は挙手をお願いいたします。

はい、加藤委員お願いします。

《加藤委員》

うちのこども食堂から参加した子がいまして、発表会がとても上手にできたと自画自賛していきまして大満足でした。報告がお母さんからご本人からもありました。こういう場所を紹介して、行ってみるまでドキドキしたけれど行ってみたら、とても楽しかった自分のためになったと本人が言っていました。

なかなか行くのは大変だけれど、こういうところにこういう場所があって、そういうところに自分の意見を出せるということをもっといろいろなこどもたちにお知らせしていろいろなこどもたちが一生懸命まちのことを考えるチャンスをもっと広げていただけたらいいと思います。

こども食堂としても、こどもたち、高校生とか、大学生とか手伝いに来るので、そういう子たちに積極的に行ってごらんというふうに声かけしたいなと思います。お世話になりましてありがとうございます。

別件になりますが、ふらっぼ流山というのがここにあるのですが、流山こども食堂の1つが食事提供を行っています。向こうにご飯に行くと、ここの施設を使ってご飯を食べた子が美味しかった。ありがとうって言うことがとっても嬉しいと言って、やはり食事は大事だねという話になりまして、何かそういう食事提供できたりするチャンスがあれば、今後もお手伝いさせていただきたいなと思いますので、お声掛けください。

《田中副会長》

今のお話ですと、ふらっぼ流山にはこども食堂が協力する会があるのですか。

《平尾課長（事務局）》

こども食堂さんは月1回程の活動で、若者の居場所も週2回の活動ですので、ちょうどマッチしたタイミングでこども食堂が活動していて、若者の居場所をやっているときにお弁当を配っていただいているというようなことで、とても喜ばれています。それを楽しみに来るといってもありますので、そ

のような形でお世話になっています。

《田中副会長》

毎回ではないけれど、ある時はあるみたいな形で協力していただきありがとうございます。

私の方から1点、謎解きのプロジェクトは5月30日にあることが決定しているということですが、これは市としてはどのように、関わる感じですか。Maker's BASEさんも関わってやるということですが。

《鷺尾室長（事務局）》

はい、市として具体的に何かお金を出してという形ではないのですが、もちろん広報的な支援や実際の運営の部分とかを支援していこうと思っています。基本的には、若者が自ら考えてくれたものなので、自ら主体となってやらしてもらおうと思いつつ、その中で足りない部分、市では子どもたち・若者ではできない部分を我々が後方サポートしていくような形でやっていこうと思っています。

《田中副会長》

ありがとうございました。

ほかに何かありますか。来年度も実施されるということですね。これは引き続き新しくメンバーを入れ替えて募集されるということでしょうか。

《鷺尾室長（事務局）》

そうなります。若者まちづくりプロジェクトに関しては令和7年度、今年度だけでおしまいとなる単発のものではなく、継続してこそ意味があると思っていますので、来年度もできればと思っています。特に江戸川台に関しては来年度も引き続き進めていければと思っています。

《田中副会長》

はい、藪本委員お願いします。

《藪本委員》

今、若者の視点でとても良いと思いつつ拝見していました。若者の意見表明という観点から見たとき、先ほどのフィードバックというところを含め

て、質問が2点あります。

私は、参加ができなかったなのでその時の状況がわからないのですけれど、市長は、これを受けてどう評価されていたのか、知りたいです。

2点目がフィードバックの話になると思いますけれど、結局、やりたいことと、できることは違います。実際、こういうふうみんなこういうことやれるといいよねと、こどもの意見を表明するのはいいのですけれど、それに対してどういうふうに大人がフィードバックをして、もしかしたら、これを活かしてどういうふうに社会実装の方に持っていくのかとか、要するにこの結果がどうなるのかについて、もう一度、教えといていただきたいと思います。よろしくお願いします。

《鷺尾室長（事務局）》

ご質問ありがとうございます。

まず1つ目の市長の意見であります、特に具体的な提案をいただけていたので、そこが面白い。特に広報的な部分の話になってくるけれども、若者だったら実はこういうSNSが今流行っているから、例えば、市のホームページで出すより、こちらのSNSを活用する方がいいという感じの新しい視点が入り入れられたので非常に新鮮だというお話をいただいております。

もう1つが、今後のフィードバックというところですが、それが大事と我々も感じております。資料には書かなかったのですが、3月25日水曜日にフィードバック会ということで、若者たちが、考えてくれた意見をどうやって市の施策に反映させていくかというところを話していきます。その中でできること、できないことは、当然ながら出てくると思います。できない部分に関しては、今後、検討していくという形になると思います。しかし、その部分は整理して、若者に伝えていきながら、ただ聴いておしまいというような形にならずに、今後もいただいた意見を基に施策に反映していければと思っております。

《藪本委員》

ありがとうございます。

《田中副会長》

3月25日にフィードバック会が行われるということでした。これは一般の方は参加できますか。

《驚尾室長（事務局）》

原則は、市民の方は対象にしていらないのですけれども、もし、今回子ども・子育て会議の委員の方でご希望の方いらっしゃいましたら、ぜひ、お声がけいただければお席は用意させていただきます。よろしく願いいたします。

《田中副会長》

ありがとうございました。

他にご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議題（3）については以上とします。

それでは議題（4）「その他」についてです。事務局からご説明お願いいたします。

《事務局》

資料4：令和8年度の子ども・子育て会議のスケジュールについて
説明

《田中副会長》

ありがとうございました。

いよいよこどもの権利条例という感じですがけれども、このことについて何かございましたら、ご意見ご質問などございましたらお願いいたします。

小澤委員お願いします。

《小澤委員》

こどもの権利という条例に向けて、こどもの声をこどもたちが自分たちの条例という形でこどもたちが考えて作っていったらいいなと思っています。この資料の中にこどもの名前が入っていないので、流山市の中学生全員に総則を考えてもらえたらいいと考えを広げてみたのですが、今度こども達がこどもの権利を学んで自分たちで自分たちの総則を考えてというような方向性で進めていけたら、中学生のこどもたちが、自分たちは市民だという意識が芽生えてきて、その市民たちがここへ来て、働くようになっていったら、流山市が、よりみんなが主体的に活動していくようになるのではないかと思います。ぜひ、こどもの意見を権利条例の総則あたりに一緒に考えていけるようにできていったらいいなと思っています。

《田中副会長》

ありがとうございました。

一応、こども・若者の意見聴取というのは、随時という感じではあります。

《鷺尾室長（事務局）》

ありがとうございます。今、小澤委員が言ったところはとても大事な点であると思います。こどもの権利条例だからこそ、こどもの意見というのが非常に大事なのではないかと考えております。

まだ、具体的にこういうやり方でいきますということは、今の段階では決まっていますが、こどもの意見をしっかり聴いて、かつ、こどもだけでなく、市民団体の皆さんなどと一緒に、この条例に関しては、作っていかねばと思いますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

《田中副会長》

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。はい、お願いします。

《小菅委員》

小菅です。

施政方針でこどもの権利条例について、市長が方針説明をしたということなのですが、それに対する議会の反応は、どうだったのでしょうか。条例というのは、制定するのは議会ですので、自分の経験で言うと市民の意見と議会の意見の間に挟まって大変な思いしたことあるのですが、少し心配しています。反応がどうなのかというのを少し教えてください。

あと、もし可能であれば、理念条例ではなく、具体的な制度設計がここに入るとすると、計画や考えはどの辺にあるのか、もしあればお願いします。

《富安部長（事務局）》

子ども家庭部の富安です。

議会の反応ということですが、そもそも2年ぐらいずっと議会の方では、こどもの権利に関しての勉強会や視察を重ねてきておりますので、今回こどもの権利条例を作る、執行部の方で作ることについては、前向きな反応を表していただいているということになります。

《小菅委員》

それは、別に議会にネガティブな意見があるとかそういう状況ではないということですね。

《富安部長（事務局）》

そうです。特に議会の方でこういう条例を作るのはよろしくないのではないとか、そういうような声は特には聞いておりません。

《小菅委員》

ありがとうございます。

《田中副会長》

それが、一番大きいです。ありがたいですね。

他の方はいかがですか。半田委員お願いします。

《半田委員》

こどもの権利条例について、このような形で市長が前向きな答弁をされ、それを踏まえ、子ども・子育て会議でこれを検討していくという流れは、非常に良い流れではないかと思えます。

そして、ここに書いてくださっているように、「こどもの権利条例（こどもの権利保障をはかる総合的な条例）」を制定していこうという、この位置付けが、先ほど小菅委員の方から話がありましたように理念条例ではない、具体的な理念及び制度・仕組み、施策などが相互に補完し合うような内容を備えた条例にしていこうという意思が示されていることに、とても好感を持っております。

まずは、こどもの権利部会の中でも、他自治体のこどもの権利条例というのはどういう条例があるのか、そういったことの勉強会みたいなものを実施した上で、他自治体の条例をまねるということではなく、流山市に何でこの条例が必要なのか、そして、流山市としてこの条例を活用して、どういうまちづくりをしていきたいのかというあたりを中心に皆さんとともにご議論をいただき、そして、小澤さんの大事なお話をいただいたように、この条例をこども自身が活用することができるよう、こどもの意見を聴きながら、それこそ総則というか、前文のところにこどもの声を反映させていくような形にすることができるかと思っています。

僕もこれまでの知識や経験を踏まえながら、できる限りこの策定に向けての貢献ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

《田中副会長》

ありがとうございました。検討に向けては、スケジュールもいろいろ作ってきそうな感じですね。頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（４）については、以上といたします。

他に最後に何かお話ししたい方いらっしゃいますか。

では、本日の議題はすべて終了いたしました。事務局から他にご説明ありますか。

《鷺尾室長（事務局）》

次回の令和８年度第１回子ども・子育て会議ですが、４月２２日水曜日、午前１０時から、場所は中央公民館で開催を予定しております。委員の皆様、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

《田中副会長》

ありがとうございました。

では、次回は令和８年度の新年度になりますけど、第１回子ども・子育て会議が４月２２日、午前１０時からとなりました。ご出席のほど重ねてお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和７年度第５回流山市子ども・子育て会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上